

## 訪問介護・第一号訪問事業契約書

\_\_\_\_様（以下「利用者」といいます）と、きらら訪問介護事業所卒燈通り（以下「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う訪問介護および第一号訪問事業について、次のとおり契約します。

### 第1条（契約の目的）

事業者は利用者に対し、介護保険法令の趣旨に沿い、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう訪問介護および第一号訪問事業のサービスを提供します。

### 第2条（契約期間）

- 1 この契約の契約期間は、令和 年 月 日から利用者の要介護認定または要支援認定の有効期間満了日および基本チェックリストに該当しなくなった日までとします。
- 2 契約期間中の利用期間は〔契約書別紙〕のとおりです。
- 3 利用者は事業者に対し利用日程の変更を申し入れることができます。また、利用者は契約期間中であれば訪問介護の追加利用を申し込むことができます。これに対し事業者は、定員の状況等の正当な理由がない限りこれを断りません。
- 4 利用者から事業者に対して、契約終了の申し出がない場合、かつ利用者の介護給付費支給期間終了後に改めて支給決定された場合、契約は同じ内容で更新されるものとします。

### 第3条（訪問介護計画及び第一号訪問事業計画）

事業者は利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、「居宅サービス計画および介護予防サービス・支援計画」に沿って「訪問介護計画および第一号訪問事業計画」を作成します。事業者はこの計画の内容を利用者およびその家族に説明をします。

### 第4条（訪問介護・第一号訪問事業の内容）

- 1 利用者が利用できるサービスの種類は〔重要事項説明書〕のとおりです。事業者は〔重要事項説明書〕に定めた内容について利用者およびその家族に説明をします。
- 2 事業者は「訪問介護計画及び第一号訪問事業計画」に沿ってサービスを提供します。
- 3 事業者はサービス提供にあたり、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するための緊急かつ止むを得ない場合を除き、身体的拘束は行いません。
- 4 利用者は、サービス内容の変更を希望する場合には、事業者に申し出ることができます。その場合事業者は可能な限り利用者の要望に添うようにします。

### 第5条（サービス提供の記録）

- 1 事業者は訪問介護・第一号訪問事業のサービス実施後に、その内容等を書面に記載し、当該月の最終のサービス利用後に利用者またはその家族の確認を受けるものとします。利用者またはその家族の確認を受けた後、その控えを利用者に交付します。
- 2 事業者はサービス提供記録を作成し、訪問介護・第一号訪問事業のサービス終了後2年間保管します。
- 3 利用者は事業者の営業時間内に、その事業所で第2項のサービス提供記録を閲覧することができます。
- 4 利用者は当該利用者に関する第2項のサービス提供記録の写しの交付を受けることができます。

## 第6条（料金）

- 1 利用者は〔重要事項説明書〕に定める利用単位毎の料金をもとに計算された合計額を当該月の最終のサービス利用後に事業者に支払います。
- 2 事業者は料金の合計額の請求書に明細書を付して、当該月の最終のサービス利用後に利用者に交付します。
- 3 利用者は料金の合計額の請求書を受取ってから 10 日以内に（現金・振込み・口座振替等の方法で）支払います。
- 4 事業者は利用者から料金の支払を受けたときは、利用者に対し領収書を発行します。

## 第7条（利用開始前のサービスの中止）

- 1 利用者は事業者に対して、利用予定日の前日午後5時までに通知することにより、料金を負担することなくサービスの利用を中止することができます。
- 2 利用者が利用予定日の前日午後5時までに通知することなくサービスの中止を申し出た場合は、事業者は利用者に対して〔重要事項説明書〕に定める計算方法により、1日分の利用料の全部または一部を請求することができます。この場合事業者は明細を付した請求書を利用者に交付し、利用者は請求書の交付を受けてから 10 日以内に（現金・振込み・口座振替等の方法で）支払います。

## 第8条（料金の変更）

- 1 事業者は利用者に対して 1 ヶ月前までに文書による通知をすることにより、利用料等の単価の変更を申し入れることができます。
- 2 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく〔契約書別紙〕を作成し、お互いに取り交わします。
- 3 利用者は料金の変更に承諾できない場合、事業者に対し文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

## 第9条（契約の終了）

- 1 利用者は事業者に対し文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 2 事業者は止むを得ない事情がある場合利用者に対して 1 ヶ月間の予告期間において、その理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 3 次の事由に該当した場合は、事業者は利用者に対して文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
  - ①利用者が事業者を支払うべき利用料金等を正当な理由なく 1 ヶ月以上遅延し、支払の催促にも関わらず、その後 10 日間以内に支払がない場合
  - ②利用者またはその家族が、事業者や従事者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合
- 4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
  - ①利用者が他の介護保険施設に入所した場合
  - ②利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
  - ③利用者が死亡した場合

## 第10条（秘密保持）

- 1 事業者および従事者は、サービスを提供するうえで知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当

な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

- 2 事業者は利用者から予め文書で同意を得た場合以外は、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いることはありません。
- 3 事業者は利用者から予め文書で同意を得た場合以外は、サービス担当者会議等において当該家族の個人情報を用いることはありません。

#### 第11条（賠償責任）

事業者はサービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

#### 第12条（緊急時の対応）

事業者は現に訪問介護・第一号訪問事業のサービスの提供を行っているときに、利用者の病状の急変等が生じた場合やその他必要な場合は、あらかじめ届けられた連絡先へ可能な限り速やかに連絡するとともに医師に連絡をして指示を受ける等必要な措置を講じます。

#### 第13条（関連機関との連携）

- 1 事業者は訪問介護・第一号訪問事業のサービスの提供にあたり、介護支援専門員および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者と十分な連携に努めます。
- 2 事業者はこの契約書の写しを、利用者の担当介護支援専門員に速やかに送付します。
- 3 事業者はこの契約書の内容が変更された場合または契約が終了した場合は、その内容を記した書面の写しを利用者の担当介護支援専門員に速やかに送付します。尚、事業者が解約通知をする場合は事前に利用者の担当介護支援専門員に連絡します。

#### 第14条（相談・苦情対応）

事業者は利用者からの相談・苦情等に対応する窓口を設置し、訪問介護・第一号訪問事業に関する利用者およびその家族の要望、苦情、ご意見等に対し迅速に対応します。

#### 第15条（本契約に定めのない事項）

- 1 利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法その他諸法令の定めによることを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

#### 第16条（裁判管轄）

この契約に関して止むを得ず訴訟等となった場合は、利用者および事業所は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

この契約を証するため、本書2通を作成し、利用者および事業者が署名押印のうえ、各1通を保有するものとします。

契約日 令和 年 月 日

事業者 住 所： 秋田県秋田市大町2丁目5番1号  
名 称： 株式会社 きららホールディングス  
代表者： 代表取締役 鈴木 嘉彦 ⑩  
TEL 018-895-7272 FAX 018-895-7273

事業所 住 所： 秋田市大町一丁目5-9 朝日プラザ秋田中央102号室  
名 称： きらら訪問介護事業所竿燈通り  
管理者： 三村 佳菜江 ⑩

利用者 住 所： \_\_\_\_\_

氏 名： \_\_\_\_\_ ⑩

代理人 住 所： \_\_\_\_\_

氏 名： \_\_\_\_\_ ⑩